

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	平成 30 年 3 月 23 日 (金) 午前 10 時 30 分
閉会日	平成 30 年 3 月 23 日 (金) 午前 10 時 40 分
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第7・8会議室
出席委員	委員 長 木村さゆり 副委員 長 山田かずひこ 委 員 伊藤祐司 大島令子 佐野尚人 林みすず
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	<p>市長 吉田一平          総務部長 青山 均          行政課長 飯島 淳          課長補佐兼契約検査係長 児玉 剛          福祉部長 中西直起          福祉部次長兼福祉施策課長 成瀬 拓          福祉部次長兼長寿課長 中野智夫          保険医療課長 林 元美          課長補佐兼国保年金係長 名久井洋一</p> <p style="text-align: right;">計 9名</p>
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 福岡隆也 書記 飯田純子
会議録	別紙のとおり

委員長 開会宣言

**議案第 39 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

保険医療課長 議案第 39 号について説明

大島委員 新たな減免基準を規則に委任することだが、規則の内容はどのようか。

課長補佐 今回新たに 200 万円以下の所得の方を対象とした減免基準を追加するが、その場合申請不要で減免ができるようになるという内容である。

大島委員 申請が不要になるとのことだが、市として税情報をどのように把握するのか。

課長補佐 現在、住民情報システムの中で、国保の情報や所得、資産の情報を閉鎖的な環境の中で連携して運用している。今回の減免に関しても、同様の方法で所得状況を把握し、減免の対象を判定していく。

大島委員 新たな減免基準を設けることによって、庁内の体制はどう変わるのか。

課長補佐 今回の減免基準は現行の軽減制度の運用の中で減免の判定を行っていくものである。新たな業務が発生するわけではないため、新たな増員の予定はない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 39 号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第 39 号は、原案のとおり可決

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前10時40分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成30年3月23日

教育福祉委員会委員長 木村さゆり